

報道発表資料の配付日時 2月8日(木) 15時00分

発表項目 (行事名)	深川保健所管内におけるインフルエンザ注意報の発令について
概要	深川保健所管内において、インフルエンザの流行に係る注意報を発令したので、お知らせします。
参考	<p>○注意報・警報発令の状況</p> <p>今年度2回目の注意報発令となります。</p> <p>なお、直近の注意報・警報の発令状況は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年11月24日付け注意報発令(令和5年第46週) ・令和5年11月30日付け警報発令(令和5年第47週) ・令和6年1月25日付け警報解除(令和6年第3週) <p>○他疾病の注意報・警報の発令状況</p> <p>他疾患において、発令中の注意報・警報はありません。</p>

報道(取材)に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	同時配付(場所) 同時レク

担当 (連絡先)	空知総合振興局保健環境部深川地域保健室健康推進課 (担当者:健康推進課長 森下 恵子) TEL 0164-24-1421 内線 6-493-3
-------------	---

インフルエンザ注意報の発令について

令和6年2月8日（木）15時00分

北海道深川保健所

電話：0164-22-1421

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和6年第5週（令和6年1月29日～令和6年2月4日）において、管内の定点医療機関あたりの患者報告数が、注意報基準以上となりましたので、インフルエンザ注意報を発令します。

記

1 定点医療機関あたりの患者報告数（第5週速報値）

区分	深川保健所	全道	全国
定点あたり患者数	12.67人	—	—

2 対応

北海道では、ホームページや各保健所などを通じて、外出後の手洗いや適度な湿度の保持、マスクの着用や咳エチケットの励行によるインフルエンザの感染予防を呼びかけています。

また、感染予防や重症化を防止するため、インフルエンザワクチンの接種も効果があるとされています。なお、全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

3 参考

(1) 最近5週間における定点医療機関あたりの患者報告数（表示は、「患者/定点」単位：人）

	第1週 (1/1～1/7)	第2週 (1/8～1/14)	第3週 (1/15～1/21)	第4週 (1/22～1/28)	第5週 (1/29～2/4)※
深川保健所	36 (12.00)	46 (15.33)	11 (3.67)	25 (8.33)	38 (12.67)
全道	2,310 (10.55)	1,666 (7.40)	1,205 (5.36)	1,583 (7.04)	— (—)
全国	62,225 (12.70)	64,091 (13.00)	87,367 (17.73)	94,694 (19.20)	— (—)

※第5週の患者報告数は速報値

(2) インフルエンザの注意報・警報とは

【発令基準】 注意報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で10人以上となった場合

警報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で30人以上となった場合

※ 警報発令後は1 定点医療機関あたりの受診患者数が10人以上であれば警報を継続

厚生労働省の感染症発生動向調査により、管内のインフルエンザ定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、注意報・警報の発令基準値に達した場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。